

※ 問題の 8 ページ目の [No, 21] は、こちらに差し替えした上で、  
解答してください。

[No. 21] 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。

1. 特定建設業の許可を受けようとする建設業のうち、指定建設業は、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び造園工事業の 5 業種である。
2. 一般建設業の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して 10 年以上の実務の経験を有する者を、その営業所ごとに置く専任の技術者とすることができる。
3. 工事一件の請負代金の額が 500 万円に満たない建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくてもよい。
4. 特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、建築工事業にあつては下請代金の額の総額が 7,000 万円以上となる下請契約を締結してはならない。

[No. 22] 請負契約に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。

1. 注文者は、工事一件の予定価格が 5,000 万円以上である工事の請負契約の方法が随意契約による場合であっても、契約の締結までに建設業者が当該建設工事の見積りをするための期間は、原則として、15 日以上を設けなければならない。
2. 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 30 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
3. 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
4. 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。